

令和6年第4回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和6年12月12日（木） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題
 - 議第125号 市道路線の認定について
 - 議第126号 山熊田長期滞在施設条例を廃止する条例制定について
 - 議第127号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
 - 議第128号 財産の取得について
 - 議第129号 財産の取得について
 - 議第130号 財産の取得について
 - 議第131号 財産の取得について
 - 議第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 - 議第136号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）
 - 議第140号 令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議第141号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
 - 議第142号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 4 出席委員（6名）

1 番 三 田 敏 秋 君	2 番 姫 路 敏 君
3 番 佐 藤 憲 昭 君	4 番 富 樫 光 七 君
5 番 小 杉 武 仁 君	6 番 河 村 幸 雄 君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 - 副議長 大 滝 国 吉 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
同 課 農 業 振 興 室 長	本 間 研 二 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	伊 藤 幸 夫 君
同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長	高 橋 和 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 雄 大 君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫 充 君
同 課 経 済 振 興 室 長	田 村 政 和 君
同 課 経 済 振 興 室 係 長	板 垣 鉄 也 君
観 光 課 長	田 中 章 穂 君
同 課 観 光 交 流 室 長	村 山 真 一 君
同 課 観 光 交 流 室 副 参 事	渡 辺 仁 美 君
同 課 観 光 交 流 室 係 長	増 子 正 臣 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
同 課 整 備 室 長	小 田 康 隆 君
同 課 管 理 室 長	東 海 林 肇 君

都 市 計 画 課 長	大 西 敏 君
同 課 参 事	小 野 道 康 君
同 課 建 築 住 宅 室 長	小 田 雄 介 君
上 下 水 道 課 長	稲 垣 秀 和 君
同 課 経 営 企 画 室 長	林 奈 美 君
同 課 業 務 室 長	齋 藤 健 一 君
同 課 工 事 管 理 室 長	渡 邊 貴 志 君
同 課 工 事 管 理 室 主 幹	伊 藤 孝 雄 君
荒川支所産業建設課長	渡 邊 修 君
神林支所産業建設課長	中 嶋 琢 也 君
朝日支所産業建設課長	鈴 木 健 次 君
山北支所産業建設課長	森 山 治 人 君
企画戦略課行政改革推進室長	五十嵐 博 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

(午前 9時58分)

委員長（河村幸雄君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日 程 第 1 議第125号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 おはようございます。それでは、議第125号について御説明をさせていただきます。本件は、村上駅周辺まちづくり事業、大規模跡地利活用に伴う村上総合病院跡地に新設される道路を市道路線認定をするものです。議件書の別記のとおり、路線名は番丁4号線、起終点位置、幅員、延長は記載のとおりです。市道の位置は、説明図のとおりになりますが、市道南線側が起点で、北側の市道、番丁1号線側を終点とする起終点ともに市道に接続する路線になります。説明は以上になります。

(質 疑)

姫路 敏 ここは、まだ厚生連の村上病院跡地ということで厚生連の持ち物ということで理解してよろしいですか。

建設 課長 それで結構です。

姫路 敏 そうすると、幅員と延長等の掛け算すると、13メートルだとすると、1,632平米ぐらいになります。この基本的な平米はどのぐらいの大きさですか、市道とされる部分の面積。

建設 課長 こちらのほうが約1,630平米程度だと思います。

姫路 敏 13メートル掛ける125.6をすると、1,632.8平米になるわけ。今課長が言われているのは1,630だと、それは小さくなるわけだ、まず。正確なところの面積、ちょっと教えてもらえますか。

建設 課長 面積のほうですが、標準幅員で13メートルで、それで延長が125.6メートルでありますので、計算しますと1,632.8平米になります。ただ、市道南線側になりますが、隅切りを取りたいと思いますが、今現在その隅切りを取ると、その部分については19.6メートルほどの幅員になりますので、その三角部分が面積として増えることになります。詳細の最初の面積については今設計も行っておりますし、それを含めますと1,644.82平米になります。

姫路 敏 市道に当たっては寄附が前提です。ということになると、ここは村上病院、厚生連からその面積部分は寄附をいただくということでよろしいですか。

都市計画課長 こちらの市道になる部分につきましては、J A厚生連から買収ということで考えております。

姫路 敏 よそのところは寄附させておいて、ここの部分については買収ということは、少し考え方が違うのではないですか。よそのところ市道認定していくには、もう住民たちがこぞってそこの部分をお願いしたりして、土地の人をお願いしたりして、それで要するに寄附をいただいた上で市道認定していくのが常だと思うのですが、こういう土地開発のときというのはそういうことではなくて買収するということなのか。

都市計画課長 一般的な隅切りだけを行うようなものについては、こちらにつきましては事業として買収で行いますので、隅切りもその道路に対して必要なものということで、一帯として買収で行うというふうに考えております。

姫路 敏 隅切りというのは、角のところの話であって、面積全体として見れば1,644.82平米あるわけでしょう。だから、それで以前問題になったのは松原町の開発のとき、これ非常に問題があった。いわゆる市でその路線を、全部土地を買収した上で市道にしていって、要するに道路になる部分まで業者さんから買い上げている。いかなものかということになったのです。過去にそういう経緯がある。やっぱりこれは厚生連と話しして、市道認定するのであれば厚生連との話合いの下にそこは寄附行為で行われたいといけなと私は思いますけれども、副市長どう思います。

副 市 長 今都市計画課長申し上げましたとおり、この事業につきましては、その事業の一帯ということで、これは市が購入するということでございまして、この市道につきましても、その事業の計画の中で、ここに市道が必要であるだろうというふうなことで、今こういう計画の下に市道を認定させていただくということでございますので、市が購入するのがこれは妥当だろうというふうな判断でございます。

姫路 敏 そうすれば、そこのところというのは今買収するのですか。いわゆる厚生連の土地全体に対してみれば、まだ契約も結んでいない。金額的なところも今回いろいろと示されてはいますけれども、その部分はその部分だけで買収するのですか。

都市計画課長 こちらにつきましては、厚生連から買収する部分につきましては、新年度予算のほうに計上させていただいて、令和7年度に買収をしたいと考えておりますし、一部民地のところもこの市道にかかりますが、こちらはこのたびの補正予算で土地特会のほうで計上してございますが、市の特会において本年度中に買収するというような形で考えております。

姫路 敏 そうすれば、その買収が終わった後に市道をやるということの考え方でいいのですか。買収が終わった後に市道をつけるということでもいいですか。

都市計画課長 市道認定をこのたび行い、認定された後に買収を行い、工事のほうは令和7年度というふうなスケジュールで考えております。

姫路 敏 私が言うのは、その部分だけではなくて全体を買い上げてから物事をするのですかということですか。

都市計画課長 民地のほうは民地の所有者がございますので、J Aと一緒にというふうなわけにちょっとスケジュール的にいきませんので、土地提供者のほうの都合と今後の開発スケジュールを鑑みまして、このたびの補正で買収をさせていただきます。J Aのほうにつきましては、新年度予算に計上して、その後の買収及び工事でもスケジュール的に合うということで、そのようなスケジュールになっておりますが、一帯では進むということには至らなかったという経緯であります。

姫路 敏 何を言いたいのかというと、そこ買収も終わっていないのに、ここに線を引く。どういうふうな駅前周辺の整備事業が行われるのかのこうなりましたという説明もないのに、そこに道を敷くというのは、もう決まっていることをそのまま淡々とやっているということになる。ということは何を言いたいのかというと、一帯の買収終わってからの市道をその後こういうふうに敷くとか、そういうことの考え方にならないのか。いわゆるもうちょっと後でもいいではないですか。来年の6月の議会にでも持ってくればいいではないですか。あらかじめこれ決まった時点、買収も終わっていないのにこれをやっておくということは、既にもうそこに線を引くのだということで決められた中での、いわゆる駅前周辺のやり方を取るということでしょう。だから、私はそれ勇み足だと言いたいわけです。その辺どう思いますか、副市長。どうでしょうか。

副市長 それにつきましては都市計画課長に答弁いたさせます。

都市計画課長 スケジュールの関係の話をちょっとさせていただきたいと思いますが、今全体の中には統合保育園のほうもございます。統合保育園の開園を令和9年に考えての事業スケジュールでいきますと、令和7年度12月までに道路ができないと、統合保育園のほうのスケジュールに支障が出ます。ということで、このたび市道認定も今かけまして、その土地の提供者に長期譲渡所得の特別控除を適用させていただいて、その方が移転、新築する、その期間を考えていきますと、どうしても今のタイミングでないと、用地提供者にも御迷惑がかかり、統合保育園の建設にも支障が出るということでもあります。議会のほうには、ちょっと今おっしゃるとおり、説明が足りなかったのかもしれませんが、一応住民説明会、またホームページ上でも第1期計画ということで統合保育園に係る保育園建設と、そこに付随するこのたびの市道については公表させていただいており、住民説明を行った上で進めているというふうに考えております。

姫路 敏 既成事実だけをどんどん、どんどん積み上げていって、最終的にはにっちもさっちもいかない状態での議会の意見となってしまうということは非常に懸念されるわけです、何事もそうですけれども。私は、それはそうは言いながらも買収が終わってからも十分間に合います、仕事のほうには。もう道1本引くだけではないですか。大事なことはどういったようなことでの周辺整備の中での建物を建てていくかどうか、どういうまちづくりをやっていくのかのほうが先です。こうやってしまえば、その枠の中に入ったことしか考えられないではないですか。

富樫 光七 これ、今姫路さんの話を聞いていてなるほどなと思ったのは、これ、道路を造るのもいいし、保育所を造るのも別に悪くはないと思うのですけれども、ただ本体となる本屋をどうして何に使うのかという話も全然決まらないうちに、私は建設業ですから、うちを建てるときのイメージで今話を聞いていたのですけれども、うちを

建てる敷地の中にやるときは車庫を最初に建てたりする図面は引きません。ほとんど本屋をどうするのか、どっちの向きにするのか、玄関はどこにするのかという本屋が決まった後に車庫であるとか、小屋であるとか、作業所は後で造ると思うのだけれども、そういう物の考え方が普通行われているのですけれども、そうやってみると、私は姫路さんの言う話のほうがすごく妥当性を感じます。以上です。

姫路 敏
副市長

この件に関して、副市長、どういう考え方をしておりますか。

今ほど都市計画課長、御説明申し上げましたとおり、今保育園の令和9年度開園に向けた建設、こちらが今事業所も決まりまして進めております。用地買収等につきましても、この市道、こちらがはっきりしないと、物事が進まないというふうな部分もございます。それらを総合的に勘案して、今のタイミングで市道の認定をいただくことが妥当と考えておるところでございます。よろしく願い申し上げます。

姫路 敏

保育園の建設、保育園の建設なんて私は聞いてもない、そんなの。そんなこと言っているのではない。保育園の建設を1年遅らせればいいではない。手続上、私は瑕疵のあるような議案をこうやって出してきて、既成事実を積み上げていって、そしてやるということそのものがおかしい。つまり何を言いたいのかというと、市道認定することそのものというのは、もう周辺まちづくりが決まったようなものではないですか。そういうところを何で議会に説明しないの、最初に。二言目には保育園の建設、三言目には保育園の建設間に合わなくなる。間に合わないのだったら、1年延ばせばいいではないですか。ただそれだけのことだ。それで、全体の土地の取得が終わってから、さあ、どうしていくという考え方でいいと思うだろう、それ。その周辺のことで今いろいろとワークショップなんかもやりながら積み上げているわけでしょう。ワークショップで積み上げていく中で、ここに道を造るということを前提にやっているわけですか、ワークショップは。ちょっと聞きたいのですけれども。ここに市道がなければ、ワークショップは進まないのですか。

都市計画課長

ワークショップ、最初にスタートした頃といいますか、公表した頃は中の使い方について道路の案も提示したものでワークショップをスタートさせました。その中でワークショップでの御意見とかで、ここまで道路が必要でないというような話があったり、使い方、また保育園等の交通量等も検討の上というようなことで、道路は変えて今の公表案ということで、この番丁4号線1本、この道路だけが残ったというような形でワークショップの御意見等も反映させながら、ワークショップの中でもこの道路について、使い方について御意見等をいただきながら、このたびの最終的な形になってございます。その辺のお話につきましても、全員協議会のほうでワークショップの経過等と併せまして御報告をさせていただいてきたところであります。

姫路 敏

ということはワークショップでは、ここに道を敷くのです、それを前提に語ってくださいということをやっているという認識でいいのですか。

都市計画課長

前提といいますか、必要性も含めた形でワークショップの御意見をいただいております。

姫路 敏

そうすると、そのワークショップの御意見というのはどういうふうな御意見が出ています。そこに道を造ろうと思うが、どうでしょうかと聞いているのですか、そうすると。それは、どういうふうな御意見があるのですか。

都市計画課長

保育園ができるのであれば、この道路だけで交通量は賄えるのかとか、混雑しないのかとか、後ろのほうの、このたびの終点になります番丁線のほうも改良しなければ

ば混雑して保育園の通学等もままならなくなるのではないかと、そういった話をいろいろいただいております。

姫路 敏 これは、市道認定がされないと、全ての事業というのは間に合わなくなるって、あなた、そういうふうに先ほど説明しましたがけれども、間に合わなくなるのですか。間に合う方法ありますか。

都市計画課長 先ほど申しましたとおり、今現在の考えておりますスケジュールでいきますと、間に合わなくなりますし、用地提供者との交渉を詰めてきた中で、市道認定をしないことには長期譲渡所得の特別控除が受けられないというような用地提供者の方にも御迷惑がかかってしまいますので、このタイミングでないと難しいのかなというふうに考えております。

姫路 敏 工事そのものはいつからかかるのですか。

都市計画課長 令和7年度にJA厚生連の土地を買収した、その後すぐ工事のほう、この病院跡地につきましては、その後工事のほうに着工します。

姫路 敏 であれば、来年の3月の議会でも間に合うではないですか。来年の3月の議会でも間に合うというのは、今いろいろワークショップでやり取りしているわけでしょう。そこをそういうふうにしようと議会を通るまででいいですから、そういうふうな考え方でのせるのが一番ベストではないですか。

都市計画課長 道路工事につきましては、来年の新年度予算で始めますが、その用地提供者個人の方のところ、宅地につきましては、その時点では間に合わないというようなことであります。

小杉 武仁 そこをもう少し深く説明すれば。

姫路 敏 その個人の用地がどういうふうに進んでいるのか。迷惑がかかるなんて、何も迷惑はかからない。お金払うのでしょうか、そこ。これが市道認定されなければお金払わないの。ちゃんと払うのでしょうか、お金は。どういう迷惑がかかるのだ。

都市計画課参事 私のほうから説明させていただきます。まず、事業をするに当たっての基本的な考え、ルールというかですけれども、今回は村上駅周辺まちづくり事業を事業用地でする際には、まずは今回の場合であれば厚生連、または民地の所有者と用地交渉を進めていって、その中で先ほど課長が申し上げましたとおりに、まずは税協議をさせていただきます。その中で、例えば道路であれば土地収用法、譲渡所得の、先ほど申し上げましたように、5,000万円の長期譲渡所得の控除だとか、あとそれから公拡法による1,500万円の控除だとか、そういったようなことで税務署と協議をした上で、それも交渉の内容で話をさせてもらった上で、土地の所有者に了解を得てという順番になります。ですので、今回の場合であれば、市道認定が土地収用法の5,000万円控除の対象に当然なりますので、それをもって交渉して、土地の所有者に了解を得て今回の土地特会で計上させてもらいましたけれども、用地契約を行って、今後確定申告とか、そういうことでの流れになってまいりますので、まずはそういった市道認定をしないと、先ほど申し上げました、再三になりますけれども、税協議ができませんので、そういうルールになっていることをちょっと御理解いただきたいと思います。

姫路 敏 売買はいつ行われるのですか。いつやるつもりでいるのですか。

都市計画課参事 民地のほうの売買でよろしいでしょうか。民地のほうの売買につきましては、今定例会が12月20日で終わりますので、速やかに年内に行いたいと思います。それにつきましても、交渉の相手が、例えば今回の場合でありますと個人的なことですの

で、詳しいことは申し上げられませんが、高齢者という方もありまして、そういった都合等も当然ありますので、その中で年内であれば、なるべく逆に早くしてほしいといった御意見がありました。それで、今回こういった形で計上させてもらいました。以上であります。

姫路 敏 最初からそういう説明をすればいいのです。はっきり言って、市道をこうやっていって市道認定何メートルでこうをお願いしますではない。もっと詳しい説明をしないと。だから、そういうところが私は欠けていると思う。いわゆる市道認定がされるから、どいてくれというのとそうではないのとは税務上全然違う部分があるというのは、そういうことで御迷惑の内容も分からないし。だから、そういうふうなことで市道認定を早めます。その代わりワークショップではこういうふうに進めています。そういうのがちゃんと説明がないと分からない。反対しようと思って来た、説明のいかんによっては。そういうことで、どうですか、副市長。

副 市 長 ただいま2番委員からの御指摘、ごもっともだと思います。説明の仕方が不足していた、あるいは後からの説明になったことも本当におおびを申し上げます。以上でございます。

富樫 光七 今回のこんなに難しく討論しなければならない話ではないのになと思って聞いていたのですけれども、それは今のこの市道認定の話をしているのですけれども、実際に市道認定に入る話というのは、駅前開発という前提があった中の一つの行為として市道認定するということになっているのですけれども、その駅前開発をするというイメージの、要は建物でいえば柱に相当する話が全然抜け落ちているのに、道路を造る、保育所を造るという、要は和室を造るか、洋室を造るかという話の各論に入っているものだから、なかなか話がかみ合わないのではないのかなと思うのですけれども。この間、10日の日に一応ジャスコとも何か跡地の多分寄附の話は終わっているとは思いますが、その辺含めて、副市長か政策監か分からないのですけれども、これからどのようなイメージでジャスコと提携を結んでやるという、その辺のイメージの話をもう少し分かることを教えていただけませんか。

副 市 長 今回の件につきましては、都市計画課長に説明をいたさせます。
都市計画課長 ジャスコの跡地につきましては、12月10日に土地の寄附ということでの契約と併せまして今後の利活用について、まちづくりに関する連携に関する協定書というものを結びまして、市のほうに取得するというような流れになります。あと、JAさんにつきましては、新年度に入りまして新年度予算で、全協でも御説明しました2億6,000万円という金額での売買での契約ということになります。6月に議会承認をいただくようなスケジュールで考えております。

富樫 光七 今回の延長線上なのですから、その中のジャスコさんのところの寄附の行為の中に、ジャスコもそれ言ったから終わりではなくて、要は商業的知見で村上市には貢献して、提携して一緒にやっていくという旨のたしか文言あったと思うのですけれども、その辺は具体的にどういうふうにこれからの開発の中に関わってこれる予定なのでしょうか。もちろん市道の話も含めてなのですから。

河村委員長 4番委員、ちょっと市道路線のことと離れてしまいますので、大変すみません、そういうことでお願いします。

小杉 武仁 この路線認定説明図拝見すると、これ市道が南線のほうから延びて、左折したときに田端町の公民館のところにつながっていくわけですね。それで、将来的になのだろうけれども、これ、県道のほうに抜ける形になっていくのだけれども、交通量

も含めて、かなりちょっと増えるのではないかなとか、県道のほうから入り込んで、保育園の送迎も含めてなのだけれども、ここ、魚市場あるわけではないですか。その辺の兼ね合いも含めて、ちょっと予測している部分も含めて説明あれば。

都市計画課参事 ありがとうございます。今ほど委員申し上げました番丁線、今大栄魚類さんの前になると思います。今公図上の市道と、あと現在の我々が、市民の方が利用している場所が違ってあります。地元の田端町のほうからも前からそこを何とか改善してもらえないかといった話がありまして、前一度話は集まってしたのですけれども、若干地権者、周りの方々のちょっと反対もありまして、今回その方のほうにも事前にお邪魔させてもらいまして、今大栄魚類さんとも話を事前にさせてもらっています。それで、土地の交換等を含めまして、正規に大栄魚類さんの土地の端のほうに道路用地を設けるというようなことでの方向性でこれから、今境界測量とか、地形測量やっておりますので、その測量成果が出た段階で、近々出ると思いますので、大栄魚類さんのほうには基本的な考えは了解もらっていますので、それをそういう関係者の下で早々に進めたいと思っております。基本的にはこれまで公表したとおり、6メートルを基本として検討させてもらいますけれども、状況によっては5.5メートルだとか、そういったことで擦れ違いのできるような形での開発道路のほうの審議を考えていきたいと思います。

姫路 敏 今のことなのだけれども、具体的にどうなるの、これ。真っすぐ行って左に曲がるということ。

都市計画課参事 路線の説明図のほう御覧になっているかと思いますが、今この図でいきますと、大栄魚類さんの位置はお分かりだと思うのですが、大栄魚類さんから入っていきまして、ちょうど図面に細い線があるかと思いますが、大栄魚類さんの前から入っていきまして、今田端町の公民館、お分かりでしょうか。ぶつかった角の90度直角に曲がっているところが田端町の公民館なのですが、その現道を、今現在4メートルの幅員であります。そこを先ほど申しましたけれども、2メートル内を基本として拡幅をして、桜ヶ丘の大きい道路、肴町山居前線と呼ばれる桜ヶ丘高校と情報センターの間の道路ありますけれども、そこまで拡幅をしていきたいといったところで公表しているところであります。

姫路 敏 今市道認定される、その向かい側にこれ、道路あるだろう。これ、ぱっと見6メートルぐらい道路だと思いますけれども、これ、真っすぐ突っ込んで行って左に折れたほうがいいのではないの。道路ではないの、これ。そこら辺が、私は今の話でそこを真っすぐ行って左に折れるのかなと思っていたら、今確かに田端町の公民館あるところ、狭いところをぐうっと抜けて、大栄魚類の脇通って、ぐうっと入り込んでいくようにしてやっているけれども、目の前に道あるのではないの、これ。この道、これ、市道。

建設 課長 今委員おっしゃる道については私道になりまして、先ほど都市計画課参事のほうからお話があったとおり、大栄魚類さんの前を通る番丁線については、市道認定となっているのですが、実際に車両が通過する位置と市道自体の位置がずれております。市道自体、認定しているものについては、公図の幅程度しか認定されておりませんで、大栄魚類さん側の敷地の使い方にも支障が出るということで、この番丁線、最終的に県道村上停車場線につながりますが、この部分の改良もしたいという話でございます。

姫路 敏 それは、その後いろいろ検討されるころはどうか、今のこの路線の議案とは

また別になってくるのでいいでしょうけれども、先のことも考えながら、こうやってやっていかなければならないというのは当然そういうことなので、何ととってもやっぱりちゃんと説明して、というのは普通の市道認定とこれは全く価値観が違う。だからこそ、こういうので丁寧に説明しなければならないというようなことは考えてもらいたいな、こういうふうに思います。

(自由討議)

姫路 敏 このたびの市道認定に当たっては、私は賛同する立場であります。今の説明で聞いても分かりますが、ただやっぱり丁寧な説明と、またこういう開発行為に関してみての市道認定というのは、それなりにできれば事前にいろいろな部分で常任委員会等の説明が今後示されれば大変ありがたいと、こういうふうに思っております。皆さん、どうお考えでしょうか。

富樫 光七 さっきの話の続きになってしまうのですが、要はこれだけではなくて全体のイメージが湧かないから、こういうところで時間が、時間取るのを悪いとは言わないのだけれども、なのでやっぱり確たるその柱になるものをきちんと駅前開発とはどういうイメージで俺たちは持っているのだというのを示した中で今みたいな道路の話いろいろするのだと私らもイメージとか参加できるので、もう少し詳しい本当は説明をしてほしいなというのは正直思いました。以上です。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑及び自由討議を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第125号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 2 議第126号 山熊田長期滞在施設条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（観光課長 田中章穂君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 議第126号は、山熊田長期滞在施設条例を廃止する条例制定についてであります。本案は、山熊田長期滞在施設について、施設の老朽化や利用者の減少から公共施設マネジメントプログラムにおいて、今後の施設運営について検討した結果、施設を廃止することとして、このたび集落や関係者などから施設の廃止に向けた合意が得られたことから、本施設に係る条例を廃止するものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願いします。

(質 疑)

姫路 敏 この施設そのものは、今後どんなふうに活用していくとか何かあるのですか、解体するとか様々の考え方として。

観光 課長 これまでこの施設の今後の在り方につきましては、当然のように廃止するのではなく、新たな指定管理者の継続、または市が直営、そのほかの場合で用途廃止や所管替え、または集落関係者への無償譲渡、あとは用途廃止後競売にかけるとか、そういった項目で全て協議をしまいいりました。本格的にスタートした令和3年からずっと継続しております。その中で指定管理の継続、まず1点目につきましては、今

現在山熊田集落のほうに指定管理をお受けいただいておりますが、関係者の高齢化とか、今後管理が非常に困難であって、今後継続は難しいという話をお聞きしております。また、市のほうで直営するに当たっても、ちょっと今後管理する上で非常に多大な設備投資を必要とする条件等があり、今回条例廃止のほうに至った経緯であります。ただ、残されたその方向性、これ今現在また関係者とも協議を継続中でございます。当然この継続しているほかの使用に関して決定づかなければ、最終的に市のほうで解体・撤去というふうな方向になるかと思いますが、まだその新たな方向性については今後また継続して検討してまいります。

姫路 敏
観光 課長

市で解体するとなるとどのぐらいかかります、ざっとあなたが見込んでいます。実は解体費用については、まだ概算を算出してございません。木造2階建てで、今現在敷地面積で375平米、床面積で79.7平米、そんな大きな施設ではございませんので、ごく一般住宅の1軒分の解体費用かなというふうなことは頭には置いておりますが、具体的な算出はまだしてございません。ただ、1点、費用につきまして、実はこの施設、一番最初、平成3年までは旧山熊田小・中学校の教員住宅として利用されておりました。その後、交流の機会を創設するための施設としてスタートしておりますが、それ以来、もう当初から今まで大規模な改修をしておりません。今後また同様の利用を継続するのであれば、まず1つに畳の入替え等では三十数万円、またボイラーの入替え三十数万円、また瓦屋根が非常に傷んでおりますので、200万円程度、あと外壁等も百数十万円程度、そういったふうな継続するのであれば必要となるような概算のほうは、今申し上げたとおりの確認はしております。以上です。

姫路 敏

取りあえず条例が廃止されたということで、あと山熊田の方々とよく話し合いながら、ただこれ以上の出費が出ないということで模索してやっていってみたいと思います。以上です。

富樫 光七

俺の話、いつもちょっとずれているみたいな話なのですが、廃止する案に対しては別にこれ、いいのですけれども、例えば観光課長ですか、今山北地区で農林水産省だかの援助を受けてまちを活性化する補助事業をやっているというのは知っていますか。

観光 課長

そういった動きがあることは概略的には知っております。

富樫 光七

その中で、この間それに対するイベントが1つあったのですけれども、東京から…

(何事か呼ぶ者あり)

富樫 光七

そのときの話で出たのとこれがつながるから言っているのです。そこに出た話の中で、山北町の木を使ったヨットではないし、カヌーを造るという話が出ているのです。そのときに、それはもちろんイベントとして地元の人が造るのではなくて、東京からいかに人を呼ぼうという話の中で出てきたのです。だから、何を言いたいかというと、そのときに今この長期滞在施設がもう危ないからやめて、この条例も廃止するというときには、そういう話が本当に絵に描いたものを実行に移そうとされたときに、東京から来た人たちが宿泊するのはどうしても瀬波温泉ではなくても、やっぱりそこで滞在するというのもすごく意義があるのでないかなと思ったから、その辺のことをわきまえた上で判断するのであれば、私は賛成です。一応そのことを伝えたかったのです。以上です。

観光 課長

今お話にありました山北エリアに新たな人的交流を創設するに当たって、当然のように宿泊施設というのが必要になると思います。ただ、その宿泊施設がこの山熊田、

今お話の中ではカヌーとか海にまつわる話でしたが、そういったケースを例えるならば、わざわざ山の奥地でそういったものが必要になるかというのも、優先順位的にどうなるのかというのを、私どものほうもその部分のほうを今後もちよっと情報収集しまして検討に入れていきたいと思います。以上です。

富樫 光七

すみません。今の観光課長の話なのですけれども、何でこの山熊田かというのは実は話がありまして、今山熊田のちょっと山の上のほうに縄文の時代の建物を造って、そこで村の人とか、今の物を使わないで生活するという関野さんという日本の縄文時代の第一人者であるお医者さんが1年に1か月ぐらい来て、カメラマンと一緒に来て撮影やっていますのです。そのときに、どうしたら東京からわざわざ山梨県ではなくて、青梅ではなくて、この山北町のここまでお金使って来なければならないのかという話を、ちゃんと物語としてつくらなければならないという話がアドバイザーの中から、そのイメージで私は捉えたのですけれども、そのときになったら、ああ、山熊田、カヌー、そして縄文の里の、それを証明する、今東京の大学の先生なのですけれども、その人と合体したら、カヌーはどうして、海のところで造らなければならないという、さっきの多分観光課長のイメージだと思うのですけれども、カヌーを造るのは山の丸太を使って造るので、そこでそれなりの形で物を造って、それを運び出すときに山北町の寝屋であろうと、桑川であろうと持っていくという、そういう構想にすると、山梨県でもないし、青梅の山奥の高尾山の麓でもないしということの話で、私、結びつけることは可能なのではないのかなと思ったので、この山熊田のこういう施設がもし生かせるのだったら、今早計に判断するのではなくて、その辺のイメージをもう少し多分すると、地元の人がまとめてくれるかなと思いますので、その辺のことも考慮してやってほしいなと思います。

観光 課長

現在の施設の利用者の中で、中山間地での生活を研究する大学の教授の方がいらっしゃることはお聞きしております。ただ、その研究の目的の中で原木を利用したカヌーの製作であったり、生活様式を現代に周知、また知らしめる、こういった目的が最終的な目的なのかはちょっと私も存じかねますが、そういった利用の需要があるのであれば、それは当然考慮していかなければならないと思いますが、ただこの施設を365日維持・運営するために、その重要な拠点となる活動自体がこの施設のどれだけ維持するための担保となるかということところは詳細に確認していかなければならないというふうに感じました。以上です。

富樫 光七

今の話なのですけれども、観光客を呼ぶ云々という、すごくみんな、一発勝負で花火をぶち上げて何か話題になればいいという構想が多いと思うのですけれども、今回のこのカヌーの話は山熊田にある杉の木を確保するところから、今ある電動のこぎりとか、ああいうのを使うのではなくて、本当に縄文の人たちがやったのと同じことの方法で造って、それを川に持って行って、できたらそれをカヌーとして使うというようなことまでであると、年間を通して何回か、田植から稲刈りまでするのと同じようなイベントで組める話ができるような気がするのです。そうすれば、何で東京の人たちが金を払ってわざわざこの山北町に来なければならないのかという、ほかにない話が出来上がる可能性がすごく私感じるので、たまたまその話と今回出てきた長期滞在施設云々、老朽化という話がぶち当たったものですから、ちょっと予備知識として、そのことも含めて判断してほしいと思ったので、発言させてもらいました。答弁は要りません。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第126号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 3 議第127号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 それでは、御説明をさせていただきます。こちらの桃崎人道橋の工事委託の協定ですが、令和3年第4回定例会で協定の議決をいただきまして、坂町地内、坂町駅構内に設置してあります桃崎人道橋の補修工事委託を進めてまいりました。変更前の協定額に対しまして3,334万4,658円減額し、2億4,528万7,342円に変更するものになります。変更の主な理由につきましては、添付で別紙になりますが、資料に記載をしております。落札差額による減額と保安費の減額、仮設ヤード工の減額、跨線部横桁取替え工の増額になります。なお、落札差額による減額についてなのですが、落札率で申しますと80%であるということでJRからは伺っております。なお、人道橋の現場における補修工事のほうは既に完了をしております。簡単ですが、説明は以上になります。

(質 疑)

姫路 敏 なかなかあんまり人が通らないとかという、施工前にいろいろとそういう議論があったと思うのですが、いろいろ紆余曲折しながら当初予算よりも最終的には12%ぐらい安くできたという、この12%という数字というのは想定内ですか。どうですか。

建設 課長 これまで人道橋以外でも踏切改良ですとか、JR側が関係する工事をしておりますし、またこの協定を締結される際に県内他市の事例なども調べさせていただきましたが、大体減額で変更協定をして終結しているという、そういう状況になっておりますので、私としましては想定内だったなというふうに考えております。

姫路 敏 鉄道会社であるJRのほうがいよいよ入札かけて、それでJRの入札かけた後に業者に発注したということにつながってくるのでしょうか、これ、第一建設ですか、やられたのは。

建設 課長 JR側からの発注の契約の方式になりますが、市でいう1社随意契約で第一建設工業のほうに発注になっております。

姫路 敏 分かりました。完成後には渡り式とか、盛大に小学生がそこを渡るとか、何か渡り式みたいなことは考えておりますか、これだけのお金かけてやるわけですから。どうでしょうか。

建設 課長 渡り式は考えておりません。既に現場の工事のほうは進めておりまして、現場終わ

ったということでお話をさせていただきましたが、ＪＲ側になるべく早期に供用してくださいということで、坂町、荒川地区の区長会からの御要望などもありましたので、ＪＲ側のほうに出向きまして、早期の供用開始をお願いしたところ、令和５年１２月１８日に人道橋としての通行は可能になり、通行止めの規制は解除いたしました。ただ、その時点で人道橋の通行はできるのですが、人道橋の下部、下側というか、裏側といいますか、そういった部分の工事ですとか一部残っておりまして、供用しながら施工して、現時点では全て完了したという、そういう状況になっております。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第１２７号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（河村幸雄君）休憩を宣する。

（午前１０時５５分）

委員長（河村幸雄君）再開を宣する。

（午前１１時０３分）

日 程 第 ４ 議第１２８号から議第１３１号までの財産の取得についての４議案を一括議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

建設 課長 それでは、議第１２８号から議第１３１号まで一括で御説明をさせていただきます。本件４議案につきましては、令和７年１０月３１日をもってリース期間満了を迎える車両に替えて、新たに１２台を購入するものです。令和６年第１回定例会にて、令和６年度から令和７年度を期間とする債務負担行為の議決をいただきまして、令和６年１０月２４日に指名競争入札を執行し、それぞれ落札者と仮契約を締結しております。納入期限は、いずれも令和７年１１月２１日となっております。財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業を対象とする起債を活用することとしており、こちらのほうは令和７年度に申請する予定となっております。まず、議第１２８号の１１トン級除雪ドーザ購入になりますが、日立建機日本株式会社新潟営業所と仮契約をしております。車両は、マルチプラウ作業装置つき２台を神林地区と荒川地区に配備いたします。なお、こちらの車両の落札率になりますが、７３．９０％となっております。次に、議第１２９号は８トン級除雪ドーザの購入になりまして、こちらも日立建機日本株式会社新潟営業所と仮契約をしております。車両につきましては、マルチプラウ作業装置つき６台を荒川地区に４台、村上地区に２台配備いたします。こちらの落札率につきましては７２．７９％でありました。次に、議第１３０号、８トン級除雪ドーザ

の購入になります。こちらも日立建機日本株式会社新潟営業所と仮契約をしております。車両は、スノーバケット作業装置つき2台を山北地区に配備いたします。こちらの落札率は75.25%でありました。次に、議第131号は除雪ミニホイールドーザの購入で、こちらも日立建機日本株式会社新潟営業所と仮契約をしております。車両は、アングリングプラウ作業装置つき2台を村上地区に配備いたします。落札率は74.26%でありました。こちらの今御説明した件になりますが、それぞれ指名競争入札を行っておりまして、指名参加の業者については、村上市の入札参加資格名簿の登録の市内業者の方に事前に本案件について対応可能か確認をさせていただきまして、参加意思のある業者さんを選定したところであります。ただ、資料にも添付のとおり、辞退された方がおりましたが、それぞれの社の事情があったようで、辞退という運びになっております。説明は以上になります。

(質 疑)

佐藤 憲昭 では、伺います。2社辞退ということで、今課長さんからいろいろ各社の事情が、いろいろ大人の事情があったのだと思うのですが、具体的にその辞退の内容って把握されていますか。

建設 課長 1社、ファミリーオートサイトウ様につきましては、自社での整備不可のためという話をいただいております。株式会社本間自動車様については、口頭になりますが、辞退したいというお話をいただいたということであります。

佐藤 憲昭 その中でも合資会社坂町重機工業さん、これ頑張っておられるわけですが、どうしても一般競争入札になりますと、自治体は地元業者を優先させたりできないということになりますので、なかなか地元の業者の方が参入できないというか、落札できない状況になっておると思うのです。これ、財源的には起債だということで、なおさら一般競争入札で制限が加えられないということになっておりますが、合計しますと1億6,000万円強、これが新潟の業者にそのまま行ってしまうという非常に、起債が入っていますので、市民の税金が100%ではないにしろ、何となく地元のほうに落札できるような手法が考えられないかなと思っていまして、これは入契委員会で審査するわけですが、副市長、これ、全てではないにしても分けて制限付一般競争入札とかということをしてできないものか、その辺ちょっとお願いしたいのですが。

建設 課長 先に少しお話をさせてもらいますが、まずこちらの件については全て指名競争入札でさせていただいておりますが、昨年度同じように購入契約の議決をもらった案件の中では、坂町重機工業さんが落札をした案件もございます。ただ、やっぱり市外の方が落札するケースも多くありますので、市のほうで購入した車両につきましては、毎年点検整備が必要になってまいります。そして、また場合によって修繕が必要になってまいりますので、そういったものは市内業者のほうにお願いする形で地元の方にも恩恵といいますか、そういった関わりをしてもらおうということで建設課のほうでは行っているところであります。

姫路 敏 私も今の件なのですけれども、村上市の車両を購入する場合、どうしているかという、入札していないのです、お分かりのように。自動車整備協会村上市岩船郡で、岩船郡はないけれども、今みんな村上市になりましたけれども、その中での自動車整備協会に、いわゆるこういう車を頼むということで、そういうのをいわゆる標準的な価格で村上市が発注するわけ、それを。それで、整備協会の中で、順番決めて

いるのかどうか分からないけれども、それ相当の金額で今回は大滝自動車さん、今回はファミリーオートさん、今回はというふうにしてそれをやっている。だから、なぜそうなるかという、やたら車の代金を安くさせて、競争させて、しかもやっているところが、まず今度整備も取るというようなことにつながると悪いので、一般的にはそういうふうに。だから、同じ方式をいわゆる村上市自動車整備協会あたりにこのドーザ、ブルドーザーをはじめ、ローダーの発注をかけてどうなるって相談して、その中で物事を考えれるようにすると、整備も村上市の中での業者さんに回ると、またそういった形の中ですと、整備協会さんのほうを通してそこにいわゆる発注かかるわけですから、そういうふうなことを考えると、非常に地元貢献できる、こういう発注作業ができるのです。だから、そういうところまでなぜ考えなかったのか。ただ入札すればいいと。だから、よそから来られると悪いから、ある程度指名ということでやったのだというふうにしかなじえられないのですけれども、今後そういうふうなことも含めてどうなのだろう、それ。どう思います、私の言っていること。分かるよね、私の言っていること。

副市長 公用車の購入云々の、今2番委員からお話ありましたが、私自身、そういう手法を取っているかどうか、はっきりちょっと今詳細つかんでいませんので、そこも確認をさせていただきながら、そういう手法がこの除雪車の購入の際にもできるのかどうか、これはよく検討させていただきたいなというふうに考えております。以上です。

姫路 敏 公用車に関して見れば、今最近リースなんていうのも増えてきていますけれども、基本的には入札1個1個するなんていうことではない。やっぱり整備協会にお願いする。カタログ単価で、車両単価で。そこで、整備協会のほうで会員に、なぜ整備協会というの、1つは多くの整備事業を、ちゃんとした認定工場を持っている人たちというのは整備協会に入っていますから、その中で物をやる。一番これは妥当性のあるやり方ではないかと思うのです。だから、そういうふうにするによって、これだけの金額のものを村上市外の人たちに習得させるというのは非常に納得のいかないところもあったりしますので、やっぱり地元に育て上げる、大事にするという意味からいうと、例えばそれが少々高くなったとしてもカタログがあるわけではないですか、標準的な。高くなったとしても地元貢献という意味からすると、大事な手法だなとは思いますが。ちょっと今後調べてみてとは思いますが、いかがでしょうか、それは。

副市長 今ほどの件、例えば入札の方法、制限付一般競争入札にするのか、いろいろな手法あると思いますので、そこも含めて検討させていただきたいと思います。

姫路 敏 それと、今までリースが終了する、来年というか、令和7年にリースが終了するからということで、今度こういう手法にやるのだということ。この購入することによってのメリットというのは過疎債とか、国の支援とか、国庫交付税措置とか、こういったものはどういうふうになっています。

建設 課長 この購入のメリットになりますが、特に購入に踏み切っているという、リースから購入に切り替えているという主な理由になりますが、緊急自然災害防止対策事業債充当率100%、交付税算入70%という起債が国土強靱化の国の取組に関連して、今制度が令和7年度までありますので、それを、有利な制度を活用しようということで購入を行っているということでもあります。

姫路 敏 これ、購入に関しては、前にも私は購入したほうがいいのかというのは言っていて、や

っと分かってくれたという気持ちになりましたけれども、ただ物件としてリースが終わる。通常はリースが終わると、一般的な企業だと、これは事務的なものであると1年で再リースとか、まず。ただ、車などの場合はリース組むときに、引取りの残存価格というのを設定して大体リース組んだりもしますので、恐らくこのブルドーザーも同じようなことしているのかなと、私の勘でしかないですけども。そういうふうなことで、リース期間が終わったからといってその車が、そのブルドーザーが使えなくなるわけではない。だから、終了に基づいて、それ、ではリース会社に返そうかな。それよりも中古にはなったかもしれないですけども、今までリースでやってきたわけですから、残存価格あるいはリース会社から安く買い取るという、こういう手法というのは取るべきだと思うのですけれども、それ、リース会社に、はい、終わりましたので、ありがとうございますと、はい、持っていってくれと、こんなもったいないことをするのですか。そこら辺の考え方、どうなのですか。

建設 課長 これまではリースは5年たちますと返却をしておりました。今後中古車両の買上げというものも方法の一つではあるというふうに思いますので、最終的な新車購入がいいのか、リースをして、その後中古買上げがいいのか、経済的な比較なども必要かと思しますので、そういったものもしながら、今後の検討の課題にしたいと思います。

姫路 敏 ぜひ検討していただいて、リースが終わったから、5年でリース終わって、5年で、ではそのブルドーザー壊れるかと、そういう問題ではない。やっぱり使えると思うのです。だから、それをわざわざリース会社に返す必要性は、私はそれよりも買い取って幾らでいわれる売ってくれるのだよ、それはリース会社と逆に村上市の交渉なわけだ、まず。積極的に安く買い取って、買い取ったものを入札かけて、ここら辺の建設業者に売買するとか、いろんな手法があると思うので、リース終わったから、そのブルドーザーは使えなくなるというわけではないので、しっかりとその辺も捉えて有効な、今まで金払ってきているわけだから、リースにしよ、やり方を取ってもらいたいと、こういうふうに思います。さっき答弁したけれども、さらにこの辺になってくると副市長、どうですか。

副 市 長 どの手法が市にとって有利なのか、こういう視点で検討してまいりたいと考えております。以上です。

佐藤 憲昭 1点確認させてもらいたいのですけれども、この除雪ローダーの耐用年数なのですが、いろいろ調べるといろいろ出てくるので、迷っているのですが、5年ということではよろしいですか。それと、特殊車両ではなくて機械設備という格好になると思うのですが、間違いないでしょうか。

建設 課長 まず、耐用年数のお話がありましたが、書き物として、参考としてあるものについては、財務省令がありまして、減価償却資産の耐用年数等に関する省令というものがございます。こちらでいきますと、8年の適用だということでありまして、それでこちらの起債のほうの償還期限も8年ということで設定をしているということでもあります。

姫路 敏 では、8年ということになると、やっぱりリース関係の残存価格が発生していると思うのだ、残存価格が。どういう契約したか分からないですけども、その残存価格というのは、ばか高い新車買うほどの残存価格ってあり得ないので、ちょっとその辺も考えていただいて、せっかくの財産、5年ぐらいで壊れるようなものではな

いですから、ぜひ有効に活用できるように、これは来年度になったら、そういう話も出てくると思いますけれども、出てこなかったら、どうなったと私のほうも聞きますので、一応ぜひ検討してもらいたいなと、こういうふうに思います。

(議第128号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第128号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第129号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第129号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第129号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第130号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第130号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第131号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第131号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 5

議第132号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 田中章穂君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

観光 課長

議第132号は、令和7年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、笹川流れ夕日会館及び桑川駅前広場駐車場に係る指定管理者の指定について、公募により株式会社笹川流れ観光開発に指定しようとするものであります。指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、指定管理施設及び運営の提案趣旨等につきましては、指定管理者の指定に関わる資料をお示しいたしましたので、併せて御参照をお願いいたします。御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いします。

（質 疑）

姫路 敏

選定された選定委員の名前、ちょっと聞かせてください。では、いいです。選定委員ってたしか7人だったと思いますけれども、そうかな。取りあえず、もし委員長よければ後でその辺の資料、選定委員の採点とか結果とかあるのです、ちゃんと。それら、ちょっと出してもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

観光 課長

御依頼の内容をお示しすることが可能かどうかも含めまして対応させていただきたいと思います。

姫路 敏

これって何、秘密事項なの。選定委員の名前だったり、採点の結果だったり、その方法、AとかBとかってあるではないですか。それはどうなるの、これ。それ持ってこないと分からない。これ判断できない。

政 策 監

私も企画戦略課の席におりますので、指定管理のお話が聞こえてまいりますので、選定委員会の委員そのもののお名前につきましては公表していないというふうに聞いておりまして、ちょっとその理由について、恐らく業者さんが直接その方に働きかけるといことがないようにと、そういういろんな趣旨があると思うのですが、ちょっと企画戦略課のほうに確認をさせていただきたいと思います。

姫路 敏

選定委員会で決まりましたので、お願いしますという案件なのです、これ。では、その選定委員会はどんな判断して、誰がどこまでというわけではないですけれども、議事録だって、見ておかしい判断されては困るし、点数も入れているわけ、採点して。その点数の結果、ある一定基準を満たしているの、オーケーですということ本来であれば、こんな1枚ではなくて、別資料でつけて、我々に審査をお願いするのがあって当然なのです。その審査要項のものも、審査するときのそういう詳細な資料もないままに、いいでしょうかなんて言われたってどうすればいいのかわからない。

河村委員長

休憩を取って確認お願いできますか。

観光 課長

指定管理者制度の運用につきましては、会議につきましては非公開を基本としております。委員会の会議は非公開とし、会議を非公開とする理由は、事業者等が保有する独自のノウハウが含まれていることが想定されること、意思形成過程の情報を公開することにより、公正・円滑な調査・審議に支障が生ずるおそれがあるためとしております。委員会の会議は非公開を予定としていることから、議事録の作成も行っておりません。以上、確認した内容でございます。

姫路 敏 それ、おかしいわ、結論から言うと。この決まった内容を行政側だけの中に押さえておいて非公開だ、これはおかしい。その判定がない限り、賛否をもらおうなんていったって、その詳細のことも聞けない状況にある議会では、これはおかしいです。そう決まっているといたって、何でそんなの決めたのだ、それ。私がちょっと頓挫する前にあそこの焼き場の指定管理者のがあった。そのときに、指定管理者に応募しているところの会社から指定管理委員に電話したり、メールしたり、頼むぜのみたいな話が出てきたら、これ違うだろうって。だから、選定委員会として見れば、基準をもうちょっと厳しくして、そういうことのないような内容に変えるべきだと言っている小間に私いなくなってしまったけれども、申し訳なかったのですけれども。その後決まったのは、今度見せなければいいということになったわけだ、こうやって今聞いていれば。内容を知らせなければいいと。とんでもない話です。民主主義の大前提は公開です。議会が求めているのに出されないということはあるか。そんなものは駄目。委員長、どうします、これ。見せてもらわない限り、私はこれ判断できません。だから、この選定委員の名簿ではなくて、結果も、中身も。

(何事か呼ぶ者あり)

河村委員長 選定理由は、こちらに書いてあります。

姫路 敏 選定委員会開いて選定委員の基準に満たしているわけだ。何だか1個しかないときは6割以上とかともできている。では、どういう点数の入れ方しているのだよ。いや、それを見れないこと自体がおかしいということですよ、私は。

河村委員長 では、休憩を入れて、観光課長、まとめて報告、今のことにに関して答弁お願いしたいのですけれども。

小杉 武仁 その答弁の内容を精査していただいて……

委員長(河村幸雄君) 休憩を宣する。

(午前11時34分)

委員長(河村幸雄君) 再開を宣する。

(午前11時47分)

政 策 監 姫路委員から御指摘いただきました各委員の方がどのような採点をされたかといった各審査項目ごとの点数及びその集計した結果につきまして、今配付をさせていただきました。御確認をいただければと思います。

副 市 長 委員の氏名はちょっと明らかにできませんので、委員の構成だけ担当から説明をいたさせます。

行政改革推進室長 それでは、私のほうから指定管理者選定委員会の委員の構成について説明させていただきます。お一人目は大学教授1名、弁護士1名、中小企業診断士1名、社会保険労務士1名、行政書士1名、あと行政経験者1名と、あと民間事業者の方1名、この7名で構成しております。

(何事か呼ぶ者あり)

行政改革推進室長 委員長は、大学教授の方をお願いしておりまして、委員長も含めまして7名の方で構成しているところでございます。

(何事か呼ぶ者あり)

行政改革推進室長 審査の当日に欠席の方、社会保険労務士の方は欠席でしたので、6名の方で審

査したということでございます。定足数に達しておりましたので、6名の委員で審議し、決定したという経緯でございます。

河村委員長
姫路 敏

2番委員、今の報告ありましたけれども。

選定委員の名前が公表されないというのはいつ変わったのですか。少なくとも令和3年度には、選定委員は全部名前も出ていたし、名前のおりの点数もみんな表示されて、それを見ながら議論した覚えがございますが、いつからどういうふうに変ったのかな。ガイドラインを変えたのか。

政 策 監

行政改革推進室長から詳細、答弁をいただきますけれども、経緯としては一度火葬場の、先ほど委員からお話がありました、その時点では確かに公表をされていたというふうに聞いております。その後取扱いを変更いたしまして、御意見を頂戴した上でそのように変更したというふうに聞いておりますが、ちょっと詳細、行政改革推進室長より答弁いただきます。

行政改革推進室長 それでは、委員の公表の経緯について説明させていただきます。御指摘のとおり、火葬場の選定の際に委員の公表等のことがございまして、議会のほうからもアンケート調査や様々な御意見をいただいたというふうに経過がございます。その中で、指定管理者制度運用ガイドラインを令和5年3月に改定いたしまして、その際から、令和5年度の選定から公表しないようになりました。その理由といたしましては、委員と申請者との接触を避けるためというのと、何かしらの利害関係があるのではないかということの疑いをかけられますと、その委員の方にも迷惑がかかるというようなことございまして、それ以降、公表しないというやり方で選定するようになっております。

姫路 敏

分かりました。この選定委員会の内容の件は、今の議案とちょっと違うので、後日委員長とも相談しながら、我々の協議会の中でも出てもらうかもしれないですけども、これは委員長との判断ですけども。分かりました。これ、配られた資料を基にちょっと1点お聞きしたいのですが、60点以上ということが争点の中であるということがうたわれています、1社の場合は。なかなかぎりぎりのところも3人ぐらいいいらしいです。そんな中で、でも60点以上なのだから、いいではないのということで決められたとは思うのですけれども、そこで1つ、ちょっとお聞きしたいのですけれども、雇用関係でいうと、今いわゆる人件費のアップなどもあります。その中で、同じいわゆる指定管理料ですと来るということになる、人件費等のその中に入る配慮なんていうのはどういうふうにして考えられましたか。いわゆる毎年人件費というのは最近だと上がってきているわけだ。しかし、指定管理料は一定している。人件費との兼ね合いで、相手側がこれでいいということになればそうなのでしょうけれども、何かその辺のことでの行政とのやり取りってありましたか。

山北支所産業建設課長 選定委員会の中では、そのような人件費関係のお問合せといいますか、御質問は出なかったのですけれども、日々指定管理料の積算に当たりましては、いわゆる燃料費の高騰ですとかに関しましては随時指定管理者と協議して、その減額分といいましょうか、負担分を協定の変更により増額しておりますが、人件費につきましては最低賃金が示されて、それを超えていれば、あとは管理者さんの自由裁量といいましょうか、みたいなところで運用しているというふうに聞いていますし、最低でも県から示されている最低賃金は超えるようにということのチェックは我々のほうでしているというようなところで確認をしております。

姫路 敏 設備等の破損とか、そういったことでのいわゆる指定管理者とのやり取りの中では、幾らぐらいまでが行政持ちで幾らが相手持ちでというの、その辺分かりますか。

山北支所産業建設課長 年間60万円までは指定管理料の中に含まれていて、それ以上の大規模修繕とか、それを超えるものにつきましては随時協議して、例えばその60万円の中の20万円、30万円、10万円とか、いろいろ小分けの部分についてはその費用の中で精算していただいて、1件でも例えば60万円を超える、50万円を超えるというような大規模修繕につきましては、その都度観光課さん、財政課とどのような形で対応するかということは協議しております。特に電気製品関係のものが老朽化が迫っていて、それらの更新ですとか、先ほどの除雪車と同じようにリースがいいのか、購入がいいのかというようなことで随時3者、指定管理者と協議して進めています。小規模修繕は、60万円の範囲の中で面倒を見ていただいているというような状況です。

姫路 敏 それで、今回更新していくわけですが、今現状やっているのの大規模改修、いわゆる60万円を超える改修というのはどのぐらいありましたか。

山北支所産業建設課長 ちょっと手持ちに歳出簿ですとか、請求書の控えとかを持ち合わせていないので。やはり電気の改修が130万円を超えるものがありまして、そのほかにも何件かやはり市が発注して施設の改修をしているものがあるということで、ちょっと詳細を調べて後ほど御報告したいと思います。

姫路 敏 同じ会社ですね。指定管理者の今現状と同じ。では、後で、もしあれだったら大規模改修の資料等あったら、文書入れでもいいですし、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

河村委員長 山北支所課長、お願いいたします。

山北支所産業建設課長 承知しました。後ほど御報告させていただきます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長(河村幸雄君)休憩を宣する。

(午前11時57分)

委員長(河村幸雄君)再開を宣する。

(午後0時58分)

日程第6 議第136号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(観光課長 田中章穂君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 それでは、議第136号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第2号)

について御説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入におきまして、予算書 8 ページ、3 款繰入金、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございますが、こちらのほうで166万9,000円。そして、1 ページおはぐりいただきまして、歳出、1 款総務費、1 目一般管理費、こちらにつきましても同額の166万9,000円を歳出の計上をいたしたものでございます。歳出予算におきましては、会計年度任用職員の報酬の引上げに伴う会計年度任用職員報酬の調整を行ったものでございます。同額を一般会計繰入金として計上してございます。説明は以上でございます。

(質 疑)

姫路 敏 これは、報酬の引上げということなのでしょうけれども、これは蒲萄スキー場の件に関してみれば、9月の議会でも条例廃止に伴って、様々と議論された中で、今後の運営に当たっても地元集落の方々とよく話し合って、附帯決議は御存じだと思いますけれども、ゲレンデの原状復旧、あるいはリフトの撤去、あと関係者・地権者との話し合いを進め、閉鎖に伴う課題に誠意を持って対応することということで、最後に随時議会へ報告することを強く要望するというので、それをもって全会一致でこの常任委員会は賛同してやっているわけですが、こういう予算上げてくるのは上げてきたとしても、どういったようなことでこういうことがちゃんとなされているのかどうか、そういうこともちょっと聞かせていただきたいと思います。

観光 課長 閉鎖に向けた取組といたしましては、すぐその結論に至るということはなかなか難しいものでございますが、これまで地権者、または関係者の方々に現状の説明を再度すると同時に、ラストシーズンとなる今年度の取組等も説明させていただきまして、また次年度以降、閉鎖に向けた取組も市のほうの持っている案、または改めて御意見をいただきながら精査していかなければいけない部分について進めているところでございます。結論に至ったところはまだございませんが、1つ、今シーズンのラストシーズンに向けたスキー場のイベントの実施につきましては、これまで御意見をいろいろ頂戴しながら、今計画を煮詰めているところでございます。以上です。

姫路 敏 9月議会終わって、これまでどのような内容でこの話し合い、閉鎖に向けての撤去、こういったような話し合いをしてきたのかどうか、いつしたのか、何人でどこでしたのか聞かせてください。

観光交流室長 9月定例会以降、10月に入りまして、地元地権者の皆さん、1軒1軒、今後の復旧方法を、市の基本方針を説明しながら意向を確認してございます。現在8割ほどの地権者の方に回りまして、意向確認をしているところです。今週、明日になりますけれども、朝日の区長会の会議におきましても市の考え方を御説明したいと考えてございます。

姫路 敏 何もしていないと言ったら、私はこの議案に反対するつもりでいたのだけれども、9月であれだけ決議して我々が出したものをほごにしているということの対応をするのであれば、なんぼ上げるような、報酬を上げるようなこんな議案出されても俺はもう反対するよという立場でいたのだけれども、今そうやってみれば、10月以降やっているということなのであれば、大事なことは全員協議会のときとか、そのとき、あるいは委員長に言って委員会を開催してもらって説明ぐらいしなさい。どう思いますか。委員長、お願いします。

河村委員長 観光課長、何かありますか、御意見。

観光 課長 議会、委員会等でも報告させていただく内容の整い具合を見まして、必要なところは随時御報告させていただきたいと思います。

姫路 敏 分かりました。この議案に関して見れば、イベントとか、そういったものとは関係なく報酬アップ、これは全体的にそういうことでの議案なので、賛同はいたしますが、ちょっと1つだけ。リフト券ってお幾らですか。

観光交流室長 リフト券につきましては……

観光 課長 大変申し訳ございませんでした。今シーズン、大人、高校生・シニア、それと小・中学生の3つの区分に分かれておりますが、まず1回券、これはどの区分でも250円です。回数券は、11回用つづりになっていまして、こちらは大人が2,500円、高校生とシニアが2,000円、小・中学生が1,700円になっております。そして、一日券、こちらのほうは大人が3,000円、そして高校生・シニアが2,500円、小・中学生が2,000円になってございます。そして、もう少し時間を区分したもので2時間券というのも準備しております。2時間券は、大人が1,500円、高校生・シニア及び小学生・中学生とも1,000円にしております。そして、2時間券の倍になりますが、4時間券、半日券に似たようなものですが、こちらが大人が2,500円、そして高校生・シニア及び小学生・中学生は1,500円で提供しております。また、一番長期に及びますシーズン券、こちらシーズン券は大人で2万5,000円、高校生・シニアが2万2,500円、小・中学生が1万5,000円となっております。以上です。

姫路 敏 さっき今イベントの話出たものですから、ちなみに富樫さんが一般質問しているときに、検討するようなことを言っていましたけれども、最後なので、これ、はっきり言って贈答にも使えると思うので。例えばの話、一日券、3,000円のやつを1万枚ぐらいやれば、まず1万枚ぐらいあれて、贈答に使ってやるようなことで、みんな職員さんに協力してもらおうとか、議会に協力してもらおうとか、要するにどういことが言いたいかというと、待っているのでは駄目だから、最後なのだから、採算が取れるように努力しなさいと俺は言いたいわけ。リフト券で来てくださいと言って、はっきり言って、買うよ、自分は買うけれども、兄弟にくれてやるとか、そういう職員さん全員で、全員、例えば1,000人が1枚ずつでもいいし、そのぐらいの気持ちでお願いする、あなたたち出てもらいたいわけ。最後なのだ。最後でしょう。毎年そうやったら、げつと言うかもしれないけれども、そのぐらいの勢いでやってもらいたいなと思います。この議案はこの議案でそれとは別なのですが、一応どうでしょうかと思いますが。

観光 課長 ただいま貴重な御意見いただきまして、その部分は私もこれまで思いつきがありませんでした。今後間に合うか間に合わないか、取組も時間がそうかかる内容ではないものですから、皆さんの、職員のお気持ち等も考慮しながら、企画等を検討していきたいと思います。以上です。

富樫 光七 この間の一般質問のときに観光課長が休んであれだったので、いいのですけれども、またここから少し外れたなと言われるかもしれませんが、今の延長線上で、私は平日に限定したチケットを半額にして、そして1,000枚、もっとでもいいな。2,000枚か、3,000枚でも印刷して、みんなに買ってもらうとしたほうが、要はお客様の負荷の平準化にもなるし、働いている人あるいは食堂に対しても、働く人も均等に働けるから、いろいろ予定することに対してはいいのではないのかなという発言をさせてもらったときに、うん、それもまあ、まあ、いい案だねということだっ

たので、今回のこの今の予算の中には入り切れませんが、もしできたらそれもぜひ検討してほしいなと。それに対するお金は、ではどのくらいかかるのかと私ちょっとこの間質問したときに、1枚50円くらいかかるということなのですから、50円のスキーのチケットを1枚印刷すれば、さっき一日券、3,000円だと言われましたけれども、それ1,500円で、しかも平日限定なので、結構年を取っている、時間のある、金のある元気な年寄りが結構来てくれると思いますし、スキーが入れば、空で回している、空気を回して、リフトを回しているよりは圧倒的に収益としては改善されると思いますので、その辺も考慮した中でやってほしいというのと、スキーチケットはただのスキーチケットではなくて、あれは金融的には有価証券に相当するものだと思いますので、そういうことを鑑みれば、乗る乗らないにかかわらず、みんなに最後なので協力してもらって、議員の人にも10枚ぐらいずつ買ってもらって、自分の子供でもいいし、誰でもいいし、最後だから、使ってくれないかというような形で、みんなで応援して、平日も少しはにぎわいがあるという形にしてほしいなと思っています。そのための印刷費云々なんていうのは1枚50円だから、大体推しはかれば分かると思いますし、それを新たにチケットとか云々としなくても、この間も言ったように、市報の三角のこの部分使って、これを持ってきた人はシーズン券と取り替えますとか、平日半額券と取り替えますみたいなことをうたえば、少なくとも市民全員には満遍なく同じ情報が伝わるとと思いますし、それは本当は市内ではなくて、県外からのお客様にすごくインパクトになると思いますので、ぜひ御検討を。そうすればお金はかからないと思いますので、お願いします。観光課長、一言何かお願いします。

観光 課長 ただいまの御意見も参考にさせていただいて検討してまいりたいと思います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第136号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 7 議第140号 令和6年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第140号 令和6年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)につきまして御説明いたします。1ページを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款水道事業収益、第1項営業収益に280万円を追加し、第2項営業外収益では14万8,000円を減額し、収益的収入の予算を11億7,603万8,000円とするものです。支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用では913万1,000円を減額し、収益的支出の予算を11億2,239万3,000円とするものです。2ページを御覧ください。第3条は、資本的収入及び支出

の補正となります。収入につきましては、第1款資本的収入、第3項工事補償金では2億3,845万円を減額し、資本的収入の予算を6億9,365万7,000円とするものです。支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費では2億6,114万7,000円を減額し、資本的支出の予算を11億4,361万3,000円とするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,995万6,000円につきましては、損益勘定留保資金等により補填するものでございます。3ページ、4ページを御覧ください。補正の主な内容といたしましては、収益的収入につきましては、第1款1項2目受益工事収益では、消火栓修繕工事における消防負担金を増額するものです。2項2目他会計補助金につきましては、職員人件費の更正により、一般会計繰入金を減額するものです。5ページ、6ページを御覧ください。収益的支出につきましては、職員人件費の更正のほか、正規職員1名減員に伴い、会計年度任用職員1名の報酬を増額するものです。7ページ、8ページを御覧ください。資本的収入につきましては、第1款3項1目工事補償金では、県施工の災害復旧事業に伴う配水管改良工事補償金について減額するものでございます。9ページ、10ページを御覧ください。資本的支出につきましては、第1款1項2目改良事業費では、荒川地域における県施工の春木山大沢川改修工事の進捗状況に合わせ、水管橋架設工事等の工事請負費を減額するほか、人事異動に伴い、職員人件費を増額するものでございます。以上、上水道事業会計補正予算の概要となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(質 疑)

- 姫路 敏 配水管改良工事というのは荒川のみですか。10ページ。
- 上下水道課長 荒川地域の春木山大沢川改修工事に伴う補償工事と朝日地区の県道鶴岡村上線改良工事に伴う配水管改良工事がございます。
- 姫路 敏 先般課長のところにもちょっとお話しに行きましたけれども、配水管そのものというのは配水管から個人のお宅に出ていくわけだけれども、そこに止水栓があって、メーターがあって、止水栓とメーターの距離感が1メートル以内ぐらいに収めてということになって、止水栓のところで止まってまでがいわゆる行政の持ち物だということの考え方で、それで止水栓からメーター通して個人の宅へ行くと、それについて見れば個人の負担でということの、そういう一つの基本的な考え方があってよろしいですね。
- 上下水道課長 今委員がおっしゃるように、水道の本管から給水装置として個人の宅内のほうに止水栓を設けております。そこまでが、基本的な考えとしては、市の管理物となりまして、その止水栓からメーター側、宅内のほうに入る管については、個人で管理していただくということになっております。
- 姫路 敏 とにかくこの配水管の改良工事していく、それ今春木山と朝日のほうということですからけれども、村上全般で配水管の工事、管の入替え工事でも石綿の入替え工事でも今後出てくるのだと思いますが、管そのものが昔のやり方で、この前も言いましたけれども、個人の宅に入っている。というところがまた今後見つかった場合、これは開発業者に市道あるいは道路側のほうに移動しなさいよという、そういう指導は今後なされるわけですね。
- 上下水道課長 今ほどの件なのですけれども、市のほうの、先ほど管理基準についてはお話ししたとおりなのですけれども、市のほうに帰属されていない配水管についてのことだと

思うのですけれども、配水管の管理者である、個人の方で持っていれば個人の方に、まずは漏水などについて修繕が起これば修繕費を支払っていただきたいと思いますし、今おっしゃるように、宅内のほうに入っていて、私道があって、私道のほうに配管をすることによって、市に帰属していただくというようなことについても配水管の所有者に向けて指導していきたいというふうに思っております。

姫路 敏 この配水管改良工事というのは、基本的にここにも出ているように、行政が行うべき問題であって、それを個人宅に求めたら大変なことになります、どう考えても。開発事業者がいわゆる図面引いたところにしっかりと配管がされていない場合、特にそういう場合に限るわけではないのですけれども、そういう場合に住民に漏水したからといって、そのこのところの直す工事費用を請求したりということはしていないですか。

上下水道課長 今ほどの件なのですけれども、今年度に入り、南町のほうで1件、今委員がおっしゃったように、宅地内に配管されていて、そこで漏水が起こった際に、その周辺の住民の方にその費用を負担していただいたというケースはございます。

姫路 敏 これ、今後上水道の値段も上がってくるのに、住民側にしてみれば、止水栓までは配管工事するのだよという基本的なルールの中にやっているのにもかかわらず、そういったようなところで帰属されていない。なぜ帰属されていないか。開発事業者がいわゆる偽って配管の線を行政に上げたゆえに、行政はそれを見逃して、そしてその開発事業者は昭和50年代の業者であって、今行方知らず。新潟に住んでいるという情報だけ。そうなった場合、そんなものを住民に求めるということ自体が間違っている。だって、料金を取っているのだもの。この配管の工事費用でちゃんとやってあげないといけない。だから、今後はそういうところをしっかりと見定めてやってもらわないと、えらいことになります。恐らく昭和50年代頃の上水道の配管工事なんてたくさんあります。どこがどこか分からないで民地に入っている。民地に入っているのであれば、これは帰属されていないから、おまえら直せといったら大変なことになるでしょう。そこら辺をしっかりとやっぱ課内でもんでもらって、そういう事実があるのであれば、それは対応してもらわなければならない、きっちりと。それを言いたい。それで、そこに持ってきて、改良工事としてまた計上すれば、それはそれで私は納得のいくやり方だと思いますので、そこら辺はしっかりと課内でも打合せして、やっぱ住民目線で見れるような持っていく方をしてもらわないと困ると思いますが、どう思いますか、課長。

上下水道課長 今ほど南町のケースを1件お話ししたわけなのですけれども、姫路委員が来られた後にうちのほうでもまた管の所有者について追跡をしまして、所有者のほうで連絡取れましたので、今日たまたま午後から打合せをするということで、こちらのほうに来て、新潟の方なのですけれども、来ていただけるということですので、修繕費用についてちょっとお話しさせていただいて、まずその費用を持っていだけるかどうかもまだ分かりませんが、そのようにしてしっかりと、姫路委員が言われるように、まずは管の所有者に対して、こちらのほうでも漏水などが起これば、対応のほうをお願いしたいと思いますし、それができない場合は市のほうで漏水対応をしていくというところについては今課の中で検討しているものでございます。

姫路 敏 分かりました。とにかく配管の改良工事という部分について見れば、止水栓までは責任持って配水していく。村上市の管理の下にやってもらう。止水栓以降のメーター通っての住民の宅に関して見れば、これは住民の責任でやればいい。そのルール

をしっかりとつかんで物事をやらないといけないよということを言いたいと思います。以上です。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第140号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 8 議第141号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第141号 令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。1ページを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款水道事業収益、第2項営業外収益では35万円を減額し、支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用では35万円を減額し、収益的収入及び支出の予算をそれぞれ3億4,026万2,000円とするものです。第3条は、資本的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款資本的収入、第2項出資金では62万6,000円を追加し、第3項工事補償金では4,900万円を減額し、資本的収入の予算を3億3,822万2,000円とするものです。支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費では4,837万4,000円を減額し、資本的支出の予算を4億7,672万4,000円とするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,850万2,000円につきましては、損益勘定留保資金等により補填するものでございます。3ページ、4ページを御覧ください。補正の主な内容といたしましては、収益的収入につきましては、第1款2項1目他会計補助金につきましては、職員人件費の更正により、一般会計繰入金を減額するものです。5ページ、6ページを御覧ください。収益的支出につきましては、第1款1項4目総係費では、職員人件費4人分の更正により減額するものでございます。7ページ、8ページを御覧ください。資本的収入につきましては、第1款3項1目工事補償金では、桑川地内における県河川災害復旧工事に伴う配水管移設工事補償金について、協議の結果、減額するものでございます。9ページ、10ページを御覧ください。資本的支出につきましては、第1款1項1目改良事業費では、県河川災害復旧工事に伴い、当初予定しておりました桑川地内における仮設浄水処理設備に係る委託料及び工事請負費を減額するほか、職員人件費の更正により増額するものでございます。以上、簡易水道事業補正予算の概要となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第141号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 9 議第142号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第142号 令和6年度村上市下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。1ページを御覧ください。第2条は、収益的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益では5,302万3,000円を追加し、支出につきましては、第1款下水道事業費用、第1項営業費用では3,773万5,000円を、第3項特別損失で1,528万8,000円をそれぞれ追加し、収益的収入及び支出の予算をそれぞれ39億2,102万3,000円とするものです。2ページを御覧ください。第3条は、資本的収入及び支出の補正となります。収入につきましては、第1款資本的収入、第4項補償料では2億6,000万円を、第6項出資金では2,961万1,000円をそれぞれ減額し、資本的収入の予算を34億9,905万2,000円とするものです。支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費では2億7,518万円を減額し、資本的支出の予算を47億8,747万2,000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12億8,842万円につきましては、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填するものです。3ページ、4ページを御覧ください。補正の主な内容といたしましては、収益的収入につきましては、第1款2項1目補助金では、固定資産減価償却費などの増加により、一般会計繰入金を増額し、2目長期前受金戻入では、国庫補助金等の収益化分を計上するものです。5ページ、6ページを御覧ください。収益的支出につきましては、第1款1項5目総係費では、職員人件費の更正により増額し、6目減価償却費では、村上浄化センター等の資産取得に伴う不足分を計上するものです。第3項特別損失では、村上浄化センター内の一部用地について、道路排水施設用地として無償貸付けしておりましたが、国・県との協議を終え無償譲渡とするため、固定資産譲渡損として損失分を計上するものでございます。9ページ、10ページを御覧ください。資本的支出につきましては、第1項1目建設事業費では、春木山大沢川災害復旧事業に伴う下水道管移設工事について、県の工事進捗に合わせ減額するほか、人事異動に伴う正規職員2名の減員により、職員人件費を減額するものでございます。以上、下水道事業会計補正予算の概要となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第142号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（河村幸雄君）閉会を宣する。

（午後 1 時 3 4 分）